

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年12月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
2024/12/03	株式会社淘旅行(法人番号1010601047974) 代表者 肖 中元	東京都足立区舎人3-7-8-301	東京営業所	東京都足立区舎人3-7-8-301	輸送施設の使用停止(240日車)	道路運送法第20条	令和6年2月29日、令和6年3月1日、令和6年3月4日及び令和6年3月11日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)点呼の記録保存義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)業務等の記録義務違反(運輸規則第25条)、(6)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(7)乗務員等台帳の保存義務違反(運輸規則第37条第2項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)、(10)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)、(11)報告義務違反(運送法第94条第1項)、(12)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)	24	24
2024/12/03	高木 浩之	神奈川県川崎市	個人	神奈川県川崎市	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項	令和6年9月12日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)	0	0
2024/12/10	土屋 敏夫	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	輸送施設の使用停止(60日車)	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益財団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和4年度分の負担金を納付せず、令和6年1月11日付け関自旅二第1793号による負担金納付命令(納付期限令和6年2月10日)に従わなかつたこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)	6	6

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)